厚真町シェアサテライトオフィス設置要綱

（設置）

第１条　地域経済の活性化及び高度な情報通信技術の活用による新たな起業・就労機会の拡大を図るため、厚真町シェアサテライトオフィス（以下「シェアオフィス」という。）を設置する。

　（名称及び位置）

第２条　シェアオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 上厚真シェアサテライトオフィス | 厚真町字上厚真１８－１ |

（事業）

第３条　シェアオフィスは、次に掲げる事業を行う。

(1)　テレワークを推進するための施設、設備等の提供に関すること。

(2)　情報通信技術を活用した起業・就労機会の拡大に関すること。

(3)　その他町長が必要と認めること。

（管理）

第４条　町長は、シェアオフィスを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

（利用許可）

第５条　別表第１又は別表第２の施設を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

２　町長は、シェアオフィスの管理運営上、必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（鍵貸与登録）

第６条　第５条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）のうち、実際にシェアオフィスを利用する者は、あらかじめシェアオフィス入口玄関の鍵貸与登録を行わなければならない。

（許可等の制限）

第７条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シェアオフィスの利用の許可又は鍵貸与登録をしないものとする。

(1)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2)　シェアオフィスの施設、設備等（以下「施設等」という。）を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(3)　厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年９月１８日条例第２０号）第２条第１号に規定する暴力団の活動を助長し、若しくはその運営に資することとなるとき、又は同条第２号に規定する暴力員、同条３号に規定する暴力団員等若しくは同条第４号に規定する暴力団関係事業者であるとき。

(4)　他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあるとき。

(5)　その他シェアオフィスの管理上支障があるとき。

（目的外利用等の禁止）

第８条　利用者は、第３条に規定する事業以外を目的としてシェアオフィスを利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用料）

第９条　別表第１の施設の利用者は、利用を開始する日までに別表第３第１号に規定する利用料を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付することができる。

２　別表第２の施設の利用者は、町長が指定する期限までに別表第３第２号に規定する利用料を納付しなければならない。

（利用料の日割計算等）

第１０条　別表第１の施設のうちオフィススペース及びデスクスペースにおいて利用期間が１月に満たないときは、その月の利用料は日割計算により算定した額とし、１０円未満の端数は切り捨てるものとする。

（利用料の返還）

第１１条　すでに納付された利用料は、返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（利用許可等の取消し等）

第１２条　町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、シェアオフィスの利用の許可若しくは鍵貸与登録を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する（以下「利用許可等の取消し等」という。）ことができる。

(1)　この要綱の規定に違反し、又は町長の指示に従わないとき。

(2)　虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可又は鍵貸与登録を受けたとき。

(3)　第５条第２項の条件に違反したとき。

(4)　第７条各号のいずれかに該当することとなったとき。

２　町長は、前項に規定する利用許可等の取消し等により、利用者が損害を受けることがあっても、これに対し町長は損害賠償その他一切の責めを負わない。

（入場の制限等）

第１３条　町長は、第７条各号のいずれかに該当すると認めるときは、シェアオフィスへの入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

（原状回復）

第１４条　利用者は、その利用を終了したとき、又は第１２条第１項に規定する利用許可の取消し等があったときは、当該利用場所を直ちに原状に回復しなければならない。

２　町長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを代行し、それに要した費用を利用者に請求することができる。

３　前項の規定により、利用者の物品を移動及び処分した場合において、当該利用者に損害が生じても、町長は、損害賠償その他一切の責めを負わない。

（損害賠償等）

第１５条　施設等を損傷し、又は滅失した利用者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

２　町長は、前項の場合において、当該損害を避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

　（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

別表第１（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 施設（室名・席名） |
| オフィススペース | Ｏ－１、Ｏ－２、Ｏ－３ |
| デスクスペース | Ｄ－１、Ｄ－２、Ｄ－３、Ｄ－４ |
| カウンタースペース | Ｃ－１、Ｃ－２ |

別表第２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 施設（室名・席名） |
| 貸切スペース | 多目的ホール、会議室 |

別表第３（第９条関係）

(1)施設毎の利用料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施設（室名・席名） | 月額 | 日額 |
| オフィススペース | Ｏ－１ | ２５，０００ | － |
| Ｏ－２ | ３５，０００ | － |
| Ｏ－３ | ２５，０００ | － |
| デスクスペース | Ｄ－１ | １０，０００ | － |
| Ｄ－２ | １０，０００ | － |
| Ｄ－３ | １０，０００ | － |
| Ｄ－４ | １０，０００ | － |
| カウンタースペース | Ｃ－１ | － | ５００ |
| Ｃ－２ | － | ５００ |

(2)　貸切施設の利用料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設 | ３時間まで | ６時間まで | １日まで |
| 多目的ホール | １，０００ | ２，０００ | ４，０００ |
| 会議室 | ３００ | ６００ | １，２００ |